

令和3年4月8日

IPアドレス情報を基に行うインターネット媒体を経由した広告配信業務
(見積依頼) について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
総務部会計第一課

1. 件名等

- (1) 件名 IPアドレス情報を基に行うインターネット媒体を経由した広告配信業務
(2) 見積依頼番号 0304-004
(3) 広告配信期間 令和3年6月1日(火)～令和3年6月30日(水)

2. 参加資格

- (1) 令和3年4月26日現在において、令和1・2・3年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の営業品目「広告・宣伝」の等級「A」・「B」・「C」・「D」いずれかの認定を受けていること。
なお、全省庁統一資格を有しない場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構における一般競争(指名競争)参加資格(役務の提供等)の業種区分「広告・宣伝」の等級「A」・「B」・「C」・「D」いずれかの認定を受けている者であること。
(2) 仕様書の交付を受けた者であること。

3. 仕様書の交付

令和3年4月8日(木)から令和3年4月22日(木)
各日9時～17時(土・日、祝日及び12時～13時を除く)
総務部会計第一課にて配布

※全省庁統一資格を有する場合は、資格審査結果通知書の写を持参すること。

4. 契約書等作成の有無

なし

5. 決定方法

- (1) 別冊仕様書に示す内容に、それぞれ見積もった作業単価を乗じて得た額の総価(税込金額)による見積もり合わせとする。なお、見積額算出にあたっては、仕様書に記載されている以下の点に留意すること。
・見積単価を調整し、効果的な広告配信に努めること。
・原則として実施期間の全日数で均等に広告が配信されるように、見積額を運用すること。
・早期に想定表示回数を超えた場合にも見積額に限りなく近い金額まで安価で表示回数を増やす運用に努めること。
・やむを得ない事情により見積額の運用が期間の途中で完了した場合、残りの期間については運用を休止しても構わない。
・機構から支払われる運用金額及び管理運営業務費の支払額は見積書記載の見積額とする。その際、見積額を上回って運用した金額については、受託者の負担とする。
・見積額には手数料等全ての諸経費を含むこと。また、見積額算出時に用いる表示回数単価は入札参加者が仕様書4.(1)④想定表示回数を達成できると見込む単価とすること。
(2) 見積徴取の結果、最低価格が同価見積であったときは、当該見積参加者にくじを引かせ契約予定者を決定する。

6. 提出書類

- ・見積書1部
・見積金額内訳書1部 各作業がわかる単価を記載すること。
※見積書、見積金額内訳書を封筒に入れ封緘し提出すること。
※封筒に件名を記載すること。
※提出書類に不備がある場合は無効とする。

7. 見積書の提出期限及び提出場所

令和3年4月27日(火)17時まで ※郵送可(必着)
独立行政法人勤労者退職金共済機構総務部会計第一課(19階)

8. 見積結果の開披日及び通知
令和3年4月28日(水)
参加者全員に通知する。

9. 問い合わせ先
独立行政法人勤労者退職金共済機構 総務部会計第一課
TEL : 03-6907-1280
FAX : 03-5955-8231